

保育所運営費市加配部分に伴う児童一人あたりの単価について

平成29年度
(改定案)

- 1 国基準加算額については、4歳以上を基本として歳児別の配置基準の差に基づいて算出している。
- 2 0歳児、2歳児及び3歳児については、国と市の配置基準が同数のため、加算なし。
(※3歳児については給付費等の加算で対応される。)
- 3 定員区分及び定員内外の区別はない。

1. 基本加算単価

国基準加算額		1歳児	4歳児	5歳児
		59,890	0	0
内訳	管理費加算	4,242	0	0
	人件費加算	52,377	0	0
	生活費加算	3,271	0	0
市基準加算額		1歳児	4歳児	5歳児
		74,040	7,070	2,820
内訳	管理費加算	5,302	530	212
	人件費加算	65,467	6,540	2,608
	生活費加算	3,271	0	0
基本加算単価		1歳児	4歳児	5歳児
		14,150	7,070	2,820
内訳	管理費加算	1,060	530	212
	人件費加算	13,090	6,540	2,608
	生活費加算	0	0	0

【参考】国及び京都市の配置基準

	1歳児	4歳児	5歳児
国	6 : 1	30 : 1	30 : 1
京都市	5 : 1	20 : 1	25 : 1

基本加算単価
+
処遇改善等加算単価
=市加配部分保育単価

2. 処遇改善等加算単価

処遇改善等加算単価	1歳児	4歳児	5歳児
加算率1%当たり	140	70	20
加算率1.8%	2,520	1,260	360
加算率1.7%	2,380	1,190	340
加算率1.6%	2,240	1,120	320
加算率1.5%	2,100	1,050	300
加算率1.4%	1,960	980	280
加算率1.3%	1,820	910	260
加算率1.2%	1,680	840	240
加算率1.1%	1,540	770	220
加算率1.0%	1,400	700	200
加算率0.9%	1,260	630	180
加算率0.8%	1,120	560	160
加算率0.7%	980	490	140
加算率0.6%	840	420	120
加算率0.5%	700	350	100
加算率0.4%	560	280	80
加算率0.3%	420	210	60
加算率0.2%	280	140	40

上記加算額を各歳児の児童数に応じて積算する。